

社会福祉法人であいの会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人であいの会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。また、定款第6条の評議員選任解任委員会の外部委員を非常勤の役員とする。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|------------|----|
| (1) 常勤の理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の理事の報酬の額は別表1に定める額
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- (4) 役員に対する退職慰労金の額は別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第4条の規程に準じて支給)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和5年3月24日より施行する。

別表 1(常勤理事の報酬)

職名	報酬上限額
理事長	月額 400,000 円
常務理事	月額 300,000 円
理事	規程施行時設定なし

別表 2(非常勤役員の報酬)

内容	報酬
理事会等会議への出席	日額 10,000 円+税額
法人・施設業務の為の出勤	日額 10,000 円+税額
上記の他	日額 10,000 円+税額

別表 3(評議員の報酬)

内容	報酬
評議員会への出席	日額 10,000 円+税額
評議員の年額報酬上限	300,000 円(定款第 9 条)

別表 4(役員退職慰労金の報酬)

内容	報酬
役員勤続 10 年以上 20 年未満	100,000 円
役員勤続 21 年以上	100,000 円×年数、上限 200,000 円

※退職慰労金は、1 回のみ支給する。本人死亡時は、家族支給することが出来る。

別表 5(日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000 円	10,000 円+税額	実費